

鼎談 信託型ストック・オプションに関する国税庁見解の法的検討（前編）

～国税当局への照会制度の課題の検討を兼ねて～

北海道大学大学院法学研究科教授 佐藤修二
 弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士 木村浩之
 JTC 東京法律事務所 弁護士 川添文彬

本誌が今年2月初旬に「権利行使時に課税対象とされる」との課税当局の見解をスクープして以来（965（2023年2月6日）号「信託型SOスキーム権利行使時課税 従来の理解を覆すことに」参照）、本見解への驚きの声や真偽を問う声、導入企業がとるべき対応など様々な議論の渦中にあった信託型ストック・オプション（以下、SO）だが、国税庁が5月30日にQ&A及び改正通達（案）を公表したことで、一時の喧騒は収まりつつある。むしろ、税制適格SO等の要件の解釈及び適用関係が明確化又は優遇されたことを好意的に捉える向きも少なくない。

その一方で、SOを専門とする法律家からは、そもそも税制適格SO等に関するルールと信託型SOの課税関係は別問題であるとして両者を切り離したうえで、信託型SOに対する国税庁見解を疑問視する声が聞かれる。

本鼎談では、企業法務・租税法務を専門とする弁護士を約20年間経験した後、現在は北海道大学大学院法学研究科で租税法の教鞭をとる佐藤修二教授を進行役として、国税庁勤務を経て現在は日本税法学会及び信託法学会に所属し、信託税制に精通する弁護士法人淀屋橋・山上合同のパートナーである木村浩之弁護士、SOをはじめとするインセンティブ報酬について会社法と租税法を統合したアドバイスに数多く従事してきたJTC東京法律事務所の川添文彬弁護士に、信託型SOに対する国税庁の見解に対する法的視点からの検証、法人課税信託との関係、今回話題となった国税当局への照会制度のあり方など、幅広いテーマについて語っていただいた。

※なお、本鼎談は、国税当局や裁判所が同じ見解を有するとは限らないことを前提としたうえで、令和5年7月31日時点までの公開情報のみに基づき、一定の前提事実の下で個人的な意見・見解を述べたものであり、個別企業に対する一切の法的助言を構成しないことに留意されたい。

はじめに

編集部：まず本誌の読者の皆さんに今回の企
 の経緯を理解していただくため、佐藤先生から

先生方の簡単なお紹介をお願いします。

佐藤：わかりました。まず、木村浩之先生は、